

「レンタサイクル事業者さま」向け

施設所有管理者賠償責任保険のご案内

■レンタサイクル事業者さま向けの賠償責任保険です！

この機会に貴社のレンタサイクル賠償責任保険を見直しませんか？

レンタサイクル事業者の賠償責任のみを補償

レンタサイクル事業者 + 借り主の賠償責任を補償

という2つのプランをご用意いたしました。

●資料や詳細なお問い合わせなどは、下記 FAX番号宛てに送信をお願いします。

FAX 086-223-2664

一般社団法人
自転車安全対策協議会 岡山支部行

当会にご提出いただいた事項は、保険商品や保険に関する各種案内に利用させていただきます。なお、ご案内を作成するために必要な範囲内で、ご記入いただいた事項を当会が損害保険代理店委託契約を締結している損保ジャパンに提供することにご同意のうえ、ご記入ください。

貴社名 (ご担当者名)	ご担当()様		
〒	-		
ご住所			
ご連絡先	電話	-	FAX
売上高	百万	自転車使用台数 (所有・非所有を問わず)	台

■現在加入の賠償責任保険がございましたら、必ずお知らせください。必要補償等のアドバイスをさせていただきますので加入中の保険証券(コピー)も見積り請求の際に提出いただくようお願いします。

お問い合わせ先

【受付時間】 平日：午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は休業)

<取扱代理店>

一般社団法人 自転車安全対策協議会
認定代理店 株式会社ベストインシュアランス
岡山支店
〒700-0818 岡山市北区蕃山町3-7
TEL：086-223-2542 FAX：086-223-2664

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社
岡山支店 法人支社
〒700-0913 岡山市北区大供1-2-10
損保ジャパン岡山ビル4階
TEL：086-225-1045 FAX：086-225-1220

レンタサイクル事業者の皆さま！

「自転車事故の損害賠償保険」の準備は大丈夫ですか？

「岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための条例」が施行され、自転車貸出業者も自転車保険の加入が義務となります！

自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に自転車を貸し出すときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。
(岡山市自転車条例 第18条)

レンタサイクル事業者さま向けの画期的な「自転車損害賠償保険」

(施設所有管理者賠償責任保険)をご案内いたします。

プラン1

「レンタサイクル事業者の法律上の賠償責任」を補償するプランです。

※自転車の所有、使用または管理上の不備により借り主にケガを負わせてしまった場合や第三者にケガをさせてしまった場合の法律上の賠償責任を補償します。(借り主の不注意等による事故は補償の対象とはなりません。)

- 対人・対物賠償責任補償額(1事故あたりの補償てん補限度額 **1億円**)
- 自己負担額(免責金額)……0円
- **年間保険料……1台につき1,000円**

※事故対応特別費用補償・被害者対応費用補償・人格権侵害補償の各追加条項を付帯しています。

プラン2

「レンタサイクル事業者の法律上の賠償責任」
+「**借り主の自転車事故による賠償責任**」
の両方を補償するプランです。

※プラン1の補償に加え、**自転車の借り主が運転操作誤り等で他人に衝突した場合などの第三者に対する法律上の賠償責任も補償の対象となります！**

- 対人・対物賠償責任補償額(1事故あたりの補償てん補限度額 **1億円**)
- 自己負担額(免責金額)……0円
- **年間保険料……1台につき2,000円**

※事故対応特別費用補償・被害者対応費用補償・人格権侵害補償の各追加条項を付帯しています。

●このチラシは概要を説明したものです。補償内容の詳細や内容についてはお届けする見積書ならびにパンフレットをご参照ください。ご不明点がありましたら取扱代理店までお問い合わせください。